平成２０年（フ）第４２２号
岩手県岩手郡葛巻町葛巻第20地割56番地３
破産者　阿部　　茂
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１４３号
水戸市酒門町4224番地の８
破産者　小森　芳徳
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１９４号
茨城県常陸太田市箕町911番地の１
破産者　於曽能　徹
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第１５６号
長野県佐久市原628番地５、前住所長野県佐久市平賀2405番地３
破産者　鈴木志づい
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１２０３号
名古屋市北区三軒町320番地　タウニィ小川105号
破産者　松山光雄こと　**鄭**　　泰植
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６０号
滋賀県長浜市平方町1121番地
破産者　山田椎茸園・山田昆虫園こと　山田　繁
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第２３号
滋賀県長浜市川崎町135番地１、前住所滋賀県長浜市新栄町719番地１
破産者　長澤　秀宜
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第１４２号
神戸市垂水区本多聞４丁目３番206―304号
破産者　髙橋　憲治
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０４号
兵庫県尼崎市中在家町４丁目506番地　坂本文化104、開始決定時の住所神戸市長田区庄田町４丁目８番１号
破産者　若鳥屋こと　木村　憲一
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３０号
神戸市兵庫区下沢通１丁目４番18号　神有マンション303号
破産者　渡邉　尚子
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６１号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目36番地の１
破産者　濵村　繁喜
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９５４号
熊本市山室５丁目４番30号　リバーシティ八景水谷308号
破産者　小谷　隆明
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３８１号
熊本市東町４丁目９番２―403号
破産者　中島美和子（旧姓高田）
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１６３号
北海道留萌市緑ケ丘町１丁目６番地　陸上自衛隊留萌駐屯地
破産者　横内　弘和
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５４号
北海道深川市稲穂町２丁目４番30号
破産者　新井　　勉
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５５号
北海道深川市稲穂町２丁目４番30号
破産者　新井　道子
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６３号
北海道旭川市東光13条２丁目４番22号　マンションおかひさ206号
破産者　高沢　健治
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２００号
青森市大字三内字丸山63番地17　ハイツ・ルピナスＣ―202、破産手続開始決定時の住所岩手県宮古市田の神１丁目４―25小野寺宅
破産者　沖澤美代子
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1696番地13
破産者　川村　朋彦
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部